「警報等発表時の学校対応」に関するQ&A

質問	回答
警報や注意報で「保護者の判断で遅刻・欠席可」とありますが、出欠席の取扱いはどうなりますか。	保護者の判断で遅刻や欠席をする場合、出欠席の取扱いは遅刻・欠席の取扱いにはなりません。学校にご連絡ください。
警報が発表されていることが分からず登校してしまった場合にはどうすればよいですか。	登校してしまった児童・生徒は、学校で保護します。下校については、安全ため、原則、保護者への引き渡しを行います。順次、お迎えをお願いいたします。 悪天候の場合には、気象庁の防災情報を確認してから登校をお願いします。
臨時休業の出欠席はどのようになっていますか。	臨時休業になった場合、その日は学校が休みになるため、出欠席の扱いはありません。
児童・生徒が在校中に警報が発表された場合どのようになっていますか。	市内の地域によって状況が異なることから、中学校区内の校長が協議し適切な処置を講じることになっており、小学校は中学校区の校長の判断にならっています。下校する場合は、通学路の安全などを十分に確認してから下校としています。また、保護者による引き渡しや学校に待機などの対応を行うこともあります。学校から状況や対応等について、メール配信等がありますので、ご確認ください。
臨時休業となった場合に学校からのメール配信はありますか。	前日の臨時休業については、ふなばし情報メールと学校からメールでお知らせします。 当日の臨時休業については、原則学校からのメール配信は行いません。「警報等発表時の学校対応表」により判断をお願いします。また、教育委員会からも午前6時頃にふなばし情報メールと市ホームページで周知を行います。 ※状況によっては午前6時頃に配信や掲載できない場合があります。

大雨警報で臨時休業にするのは過剰な対応ではないですか。大雨警報で臨時休業とする理由を教えてください。	臨時休業の基準は、令和元年度の台風や大雨被害等を受けて令和2年7月に策定し、令和6年9月にも基準改訂について校長等と協議した上で、大雨警報を対象としています。 大雨警報が発表されると、土砂災害や浸水被害、道路冠水の可能性があることから、児童・生徒の安全を第一と考えております。
学校からのメールが遅れて届いてきます。	学校からメール配信を行う場合、過去にアクセスが集中しサーバがダウンしてしまい、メール配信までに時差が生じたことがありました。 教育委員会からもふなばし情報メールでお知らせしますので併せて確認をお願いします。
積雪があった場合、市内一律で始業を遅らせることはできませんか。	午前6時の時点で「船橋市」に大雪警報が発表されている場合は、一律臨時休業としています。 午前6時の時点で警報が解除している場合には、通常通りの始業としています。この場合、積雪の状況は市内各所によって異なることから、校長の判断で始業などの時間について対応することもあります。また、保護者の判断で登校を遅らせても遅刻扱いにはなりません。
台風の上陸が予報されている場合に、前日から臨時休業にすることはできませんか。	気象予報などをふまえ、校長会と教育委員会で協議し、臨時休業とする判断を行うことがあります。この場合、ふなばし情報メールと学校から保護者あてにメールを配信します。
休日に警報が発表されている場合、部活動は行えますか。	部活動は行えません。休日も平日と同様の対応としています。
警報の確認方法について教えてください。	気象庁の防災情報で確認をお願いしています。右のQRコードから確認できます。 「船橋市」の情報を確認してください。

ふなばし情報メールの登録方法について教えてください。	右のQRコードを読み取っていただき、案内に沿って登録をお願いします。配信カテゴリ選択では、**「ふなばし災害情報」**と「教育委員会からのお知らせ」>**「臨時休業情報」**と**「◎重要情報（※必須登録）」**の3つを必ず選択してください。